

大阪府済生会富田林病院アメニティ施設整備運営事業 に係る公募型プロポーザル方式実施要項

1 目的

この実施要項は、社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部大阪府済生会（以下「大阪府済生会」という。）が建設中の大阪府済生会富田林病院（以下「病院」という。）の敷地及び施設内において保険調剤薬局（以下「薬局」という。）1店舗を含むアメニティ施設（飲料等の自動販売機を含む）を運営できる者（以下「事業者」という。）を、公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、本プロポーザルへの参加要件のほか、企画提案に係る審査・評価方法等の諸条件及び手続等を定めるものである。

2 事業の概要

- (1) 名称 大阪府済生会富田林病院アメニティ施設整備運営事業
- (2) 事業内容 薬局、コンビニエンスストア（以下「コンビニ」という。イートインスペースを含む）、職員食堂（スタッフルーミングを含む）及び飲料用自動販売機（以下「自動販売機」という。）の設置・運営に必要な施設整備等を行い運営、維持管理業務を行う。

3 担当部署（窓口）

大阪府済生会富田林病院 事務局 新病院建設準備課
〒585-0082 大阪府富田林市向陽台1丁目3番36号
電話番号 0721-29-4473
FAX 0721-29-4474
担当 岩瀬、舟橋、山田
メールアドレス soumukanri@tonbyo.org

4 事業実施場所

所在地 富田林市向陽台1丁目3番36号（コンビニ、職員食堂、自動販売機）
※コンビニ、職員食堂の院内での配置等については別図1参照
自動販売機の設置場所については別紙資料参照
富田林市向陽台1丁目32番地（地番）内（敷地内保険調剤薬局）
※多目的施設棟建設予定場所等は別図2参照

5 病院の概要 ※新病院

- (1) 名称 社会福祉法人^{恩賜財団}大阪府済生会富田林病院
- (2) 所在地 大阪府富田林市向陽台1丁目3番36号
- (3) 病床数 260床
一般病床200床 地域包括ケア病床50床 お産センター10床

(4) 診療科目 18診療科

内科、循環器内科、腎臓内科、消化器内科、泌尿器科、外科、整形外科、皮膚科、形成外科、産婦人科、小児科、眼科、耳鼻咽喉科、脳神経外科、リハビリテーション科、麻酔科、放射線科、病理診断科

(5) 外来診療日及び時間

①診療日：平日及び土曜日（年末年始(12/29～1/3)、第三土曜日を除く）

②時間：9時から17時

(6) 処方数（院内）

①病院における実績

【平成29年度】

1日平均外来者数 671名／通年1日

1日平均処方枚数 456枚／外来診療日

【平成30年度】

1日平均外来者数 668名／通年1日

1日平均処方枚数 448枚／外来診療日

※診療科目は、上記（4）と同一

②南河内小児急病診療事業における実績

【平成29年度（実施日数72日）】

1日平均外来者数 59名／通年1日、101名／繁忙期（12月～1月）1日

1日平均処方枚数 56枚／通年1日

【平成30年度（実施日数73日）】

1日平均外来者数 53名／通年1日、92名／繁忙期（12月～1月）1日

1日平均処方枚数 53枚／通年1日

※診察日：日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）

注）1回の処方量は、通常1日分、連休及び年末年始については、連休最終日までの日数分を上限とする。ただし、医師の指示が優先する。

6 公募の条件

(1) 貸付施設の条件

①大阪府済生会は、薬局、コンビニ及び職員食堂に係る各施設を借地借家法（平成3年法律第90号）第38条第1項に規定する定期建物賃貸借契約に基づき事業者に一括して貸し付け、事業者はこれを借り受けるものとする。

②貸付（契約）期間は、各施設の運営開始日から20年後の当該日の属する年度の末日までとする。ただし、大阪府済生会との協議により延長できるものとする。

③各施設を一括して借り受けた事業者について、各施設を運営する事業者との間に限り転貸借契約の締結を認めるものとする。

(2) 施設賃借料

- ①施設賃借料は月額3,000,000円（消費税別途）とする。
- ②事業者は、建築面積賃借料（1㎡当たり2,900円／年度（平成30年度実績）、富田林市の規定等により変動する）及び貸付面積に係る公租公課について別途負担するものとする。
- ③施設賃借料の支払いは、当該施設の運営開設日の属する月分からとし、①で決定した施設賃借料を12で除して得た額（以下「月額賃借料」という。）に消費税率を乗じて得た額（円未満切捨て）を翌月10日までに支払う（振込手数料は事業者負担）ものとする。なお、貸付期間が1月未満であっても、その日数をもって1月とする。
- ④事業者が貸付（契約）期間の満了前に運営を中止した場合の施設賃借料の支払いは、施設を返還した日の属する月分までとする。なお、貸付期間が1月未満であっても、その日数をもって1月とする。

（3）貸付（契約）期間満了後の措置

貸付施設の貸付（契約）期間満了後については、現状に回復し、甲に返還するものとする。ただし、甲が認めた場合は、この限りでない。

（4）各施設の運営開始時期等

- ①事業者は、外来診療の開始日（令和2年10月頃の予定）に調剤業務、コンビニ、職員食堂及び自動販売機の運営が開始できるよう開設準備を行うものとし、当該時期までに必要な許認可等を取得するものとする。

（5）運営の条件

ア 薬局

- ①施設整備条件については、大阪府済生会富田林病院アメニティ施設整備運営事業に係る公募プロポーザル要求水準書（以下「要求水準書」という。）によるものとする。
- ②病院の外来診療に応需することができる調剤機能を有すること。
- ③事業者は、営業開始に向けた運営に必要な建物の内装工事や什器、備品の調達等を行うものとし、工事等については、病院建設事業者と協議の上、実施するものとする。
- ④薬局の運営に必要な人件費、電気等の水道光熱費、物品等に係る費用等、その他運営全般に係る経費は、事業者の負担とする。
- ⑤薬局から排出される廃棄物等は、事業者の責任において処分すること。なお、処分方法等については、病院との協議は可能。
- ⑥貸付施設に係る、照明機器、空調機器、衛生設備その他業務の運営に必要な機器等の保守点検及び修理並びに更新については、事業者で実施するものとする。

イ コンビニ（イートインスペースを含む）

- ①施設整備条件については、要求水準書によるものとする。
- ②事業者は、営業開始に向けた運営に必要な内装工事や什器、備品の調達等を

行うものとし、工事等については病院建設事業者と協議の上、実施するものとする。

- ③コンビニ（イートインスペースを含む）の運営に必要な人件費、電気等の水道光熱費、物品等に係る費用等、その他運営全般に係る経費は、事業者の負担とする。
- ④コンビニ（イートインスペースを含む）から排出される廃棄物等は、事業者の責任において処分すること。なお、処分方法等については、病院との協議は可能。
- ⑤事業者が設置した貸付施設に係る、照明機器、空調機器、衛生設備その他業務の運営に必要な機器等の保守点検及び修理並びに更新については、事業者で実施するものとする。
- ⑥事業者は、別紙記載の現病院のコンビニに設置した病院所有の設備機器、備品等を病院との協議により決定した金額にて買い取るものとする。なお、買い取った設備機器、備品等について、新病院での再設置（使用）は可とする。

ウ 職員食堂（スタッフルームを含む）

- ①施設整備条件については、要求水準書によるものとする。
- ②事業者は、営業開始に向けた運営に必要な内装工事や什器、備品の調達等を行うものとし、工事等については病院建設事業者と協議の上、実施するものとする。
- ③職員食堂（スタッフルームを含む）の運営に必要な人件費、電気等の水道光熱費、物品等に係る費用等、その他運営全般に係る経費は、事業者の負担とする。
- ④職員食堂から排出される廃棄物等は、事業者の責任において処分すること。なお、処分方法等については、病院との協議は可能。
- ⑤事業者が設置した貸付施設に係る、照明機器、空調機器、衛生設備その他業務の運営に必要な機器等の保守点検及び修理並びに更新については、事業者で実施するものとする。

エ 自動販売機

- ①施設整備条件については、別紙要求水準書によるものとする。
- ②事業者は、営業開始に向けた運営に必要な機器の調達等を行うものとし、工事等については病院建設事業者と協議の上、実施するものとする。
- ③自動販売機の運営に必要な人件費、電気等の水道光熱費、機器の維持管理等に係る費用等、その他運営全般に係る経費は、事業者の負担とする。
- ④各自動販売機から排出されるペットボトル等の廃棄物等は、事業者の責任において処分すること。なお、処分方法等については、病院との協議は可能。
- ⑤事業者が設置した機器の保守点検及び修理並びに更新については、事業者で実施するものとする。
- ⑥自動販売機は、本事業とは別途、当院が独自に設置する場合がある。

(6) 提案を求める各施設の機能等

ア 薬局

①要求水準書に記載

イ コンビニ（イートインスペースを含む）

①要求水準書に記載

ウ 職員食堂（スタッフラウンジを含む）

①要求水準書に記載

エ 共通

①コンビニ（自動販売機の売上を含む）、職員食堂の売上に対する課金率
課金率は、以下の想定売上から算定した率とすること

コンビニ：5,000,000円/月額

職員食堂：520,000円/月額

②病院の運営・経営等に貢献する提案

③入院・外来患者及び職員のための環境及び利便性の向上に資する提案

④病院と事業者間の協議機関の設置及び体制について

(7) その他の条件

①各施設の開設に係る、官公庁への手続き、諸費用の支払い等は事業者が行うものとする。

②電気及び水道については、病院から供給する。使用料（下水道料金を含む）は、病院設置の電力量計及び水道メーターから算出する。ただし、自動販売機に係る電気使用料については、設置する機器の電力消費量から算出する。なお、薬局及びコンビニについてはガス機器の使用、自動販売機については原則として給排水工事が必要となるタイプのものは認めない。

③本事業に係る権利の第三者への譲渡、施設の転貸は認めない。ただし、大阪府済生会が承認した場合は、この限りでない。

④本事業の全部を再委託することは認めない。

7 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者（以下、「応募者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

応募者は、複数の企業で構成される共同企業体で参加するものとし、各施設の一括借上げを行うものを代表事業者（企業。保険調剤薬局経営企業は不可）、その他の運營業務を行うものを構成員（企業）とする。

また、本要項の公表の日（以下「基準日」という。）から施設賃貸借契約の締結の日までの間に、参加資格要件のいずれかを満たさなくなった場合は、参加資格を有していないものとみなす。

(1) 本事業を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財務能力を有する者。

(2) 大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）及び富田林市暴力

団排除条例（平成25年富田林市条例第30号）による入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

- (3) 次の各号の一に該当する事実があった後2年以上経過している者。（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同じ。）
- ① 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは物品の製造を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者
 - ③ 交渉権者が契約を結ぶこと又は履行することを妨げた者
 - ④ 監督又は検査の実施に当たり職員及び職員が委託した者の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - ⑥ 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - ⑦ 前各号に類する行為を行った者
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定された者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、厚生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (6) 社会福祉法人恩賜財団済生会（大阪府済生会及び開設する病院を含む）と係争中でないこと。
- (7) 薬局を運営する企業（個人事業者も可とする）については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第75条第1項及び第75条の2第1項の規定に基づき行政処分を現に受けている期間中でないこと。
- (8) 薬局を運営する企業については、業として薬局の設置及び営業に係る業務を直接営んでいること。
- (9) 薬局を運営する企業（個人事業者も可とする）については、平成31年4月1日現在で、過去3年間に大阪府内で薬局の運営実績を有すること。
- (10) コンビニを運営する企業（個人事業者も可とする）については、平成31年4月1日現在で、過去5年間に病床（医療法第7条第2項に規定する「一般病床」）が250床以上の病院（医療法第1条の5第1項に規定する「病院」）において3年以上継続してコンビニの運営を行った実績があること。
- (11) 職員食堂を運営する企業（個人事業者も可とする）については、平成31年4月1日現在で、過去5年間に3年以上継続して職員食堂（提供数50食以上/日）の運営を行った実績があること。
- (12) コンビニ及び職員食堂を運営する企業（個人事業者も可とする）については、

- 平成31年4月1日現在で、過去1年間に食品衛生法（昭和22年法律第233号）関連法令による行政処分等の措置を受けた者でないこと。
- (13) 代表事業者が、直接各事業を行わない場合、代表事業者の実績は問わない。
ただし、代表事業者は、国、大阪府又は富田林市の入札参加資格を有し（指名停止等の措置を受けていないこと）、かつ、定期建物賃貸借契約で一括契約している集合店舗施設等において不動産転貸借事業を行った実績を有するとともに、構成員に対して代表事業者と同等の義務を負わせ、これを監督し、適切な指導・支援を行わなければならない。
- (14) 共同企業体の構成員で本事業を行うものが、フランチャイズチェーン本部やエリアフランチャイズ事業者（以下「フランチャイズ本部等」という。）とフランチャイズ契約又はライセンス契約等（以下「フランチャイズ契約等」という。）により本事業を行うことは可とする。
- (15) 次に示すような場合は、本プロポーザルの参加は認められないので、十分調整を行うこと。
①複数の企画提案に係る事業者として参加した場合
②複数の事業者が同一のフランチャイズを指定した場合
- (16) 選考委員が役員若しくは顧問として関係する営利法人その他の営利組織及び該当組織に所属していないこと。

8 優先交渉権者の決定までのスケジュール

内容	期間等
公告及び実施要領等の交付 質問受付開始	令和元年5月20日(月) ～5月31日(金)
参加表明書の受付開始	令和元年5月20日(月)
参加表明書に係る質問提出期限	令和元年5月24日(金) 午後3時
参加表明書に係る質問への回答期限	令和元年5月28日(火) 午後3時
参加表明書提出期限	令和元年5月31日(金) 午後3時
参加資格審査結果通知	令和元年6月4日(火) 午後3時
企画提案書に係る質問書提出期限	令和元年6月6日(木) 午後3時
企画提案書に係る質問への回答期限	令和元年6月11日(火) 午後3時
企画提案書提出期限	令和元年6月18日(火) 午後3時
選考委員会（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和元年6月24日(月)、26(水) (未決定、両日ともご予約ください)
審査（優先交渉権者特定）結果の通知	令和元年6月28日(金) 午後3時
施設賃貸借契約締結	令和元年7月下旬頃 予定

9 優先交渉権者特定までの流れ

- ①上記7の要件をすべて満たす応募者（代表企業）が参加表明書を提出する。
- ②参加表明をした者の参加資格要件を確認し、参加資格審査結果を通知する。
- ③プロポーザルへの参加資格があると認められた者（以下「プロポーザル参加者」という。）は、企画提案書等を提出する。
- ④企画提案書を提出したプロポーザル参加者へプレゼンテーション等の時間、場所等の詳細を通知する。
- ⑤プレゼンテーション及びヒアリングにより企画提案内容を評価する。
- ⑥各選考委員の評価基準に基づく企画提案の評価点数で順位を決定する。
- ⑦⑥による順位1位を最も多く得た者を優先交渉権者とし、次に多く得た者を次順位者とする。順位1位が同数の場合は、順位2位を最も多く得た者を優先交渉権者とし、他を次順位者とする。
- ⑧優先交渉権者及び次順位者を特定した場合は、令和元年6月28日（金）午後3までに該当者に電子メールで通知し、後日書面にて通知する。なお、審査結果について異議は認めない。

10 優先交渉権者特定のための審査について

審査は、大阪府済生会富田林病院アメニティ施設整備運営事業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）において行う。

（1）選考委員会

選考委員会の委員は、次のとおりとする。

氏名	所属・職名等
堂前尚親	社会福祉法人恩賜財団済生会支部大阪府済生会 副支部長
宮崎俊一	社会福祉法人恩賜財団済生会支部大阪府済生会 理事
今西正昭	大阪府済生会富田林病院 副院長
窪田剛	大阪府済生会富田林病院 副院長
山岡伸行	大阪府済生会富田林病院 副院長
那須久美子	大阪府済生会富田林病院 看護部長
新田博昭	大阪府済生会富田林病院 事務部長

（2）審査

- ①提出された企画提案書等及びヒアリング内容を「大阪府済生会富田林病院アメニティ施設整備運営事業公募型プロポーザル方式に係る評価基準書」（以下「評価基準書」という。）に基づいて審査する。

11 プロポーザルに係る関係書類等の交付

（1）交付期間

令和元年5月20日（月）から令和元年5月31日（金）まで

（2）交付時間

午前10時から午後3時まで

※交付時間は、日・祝・第三土曜を除く午前10時から午後3時まで
(土曜日は午前11時まで)

(3) 交付場所

4の担当部署

なお、関係書類は、病院のホームページからダウンロード可能である

1.2 参加表明書等の提出

参加資格の要件をすべて満たすと思料する応募者（代表企業）は、次の書類を提出すること。

(1) 提出書類

①参加表明書（様式第1号）

②参加資格審査申請書及び誓約書（様式第2号）

③7の(9)に係る企業の業務実績（様式第3号の1）

④7の(10)に係る企業の業務実績（様式第3号の2）

⑤7の(11)に係る企業の業務実績（様式第3号の3）

⑥7の(13)に係る企業の業務実績（様式第3号の4）

⑦企業概要書（様式第5号）その他会社パンフレット等、沿革及び営業実態等
が分かるもの

⑧薬局を運営する企業の直近3年分の決算資料（貸借対照表、損益計算書、キ
ャッシュフロー計算書）

⑨今回の参加表明にあたり、応募者を代表企業とする共同企業体として参加す
ることを各構成員（企業）が承諾していることを証する書面（様式任意）

(2) 提出期限

令和元年5月31日（金）午後3時まで

※受付時間は、日・祝・第三土曜を除く午前10時から午後3時まで
(土曜日は午前11時まで)

(3) 提出部数

正本1部、副本20部とし、1部ずつフラットファイル等に綴ること。

(4) 提出先等

①提出先

4の担当部署（窓口）

②提出方法

持参のみとする。

③留意事項

様式については、参加表明書等の提出日時点において記載すること。

(5) 参加資格審査結果

参加資格審査結果及び企画提案書の提出要請は、令和元年5月30日（木）

午後3時までにメールで通知し、後日書面にて通知を行う。なお、審査結果について異議は認めない。

(6) 参加表明書等に関する質問書の提出手続等

参加表明書等の作成に関する質問がある場合は、質問書(様式第6号)により提出すること。(様式内、質問対象欄の参加表明の口にチェック)

① 質問書の提出期限

令和元年5月24日(金)午後3時まで

② 提出先

4の担当部署(窓口)

③ 提出方法

電子メールにより提出する。(必ず担当部署に受信を確認すること。)

④ 回答方法

質問に対する回答は、令和元年5月28日(火)午後3時までに病院ホームページに掲載する。

1.3 参加表明後の辞退

参加表明書の提出後、参加を取りやめる場合は、参加辞退書(様式第7号)を提出すること。

(1) 提出期限

令和元年6月11日(火)午後3時まで

※受付時間は、日・祝・第三土曜を除く午前10時から午後3時まで

(土曜日は午前11時まで)

(2) 提出先

4の担当部署(窓口)

(3) 提出方法

① 持参又は郵送とする。

② 郵送の場合は、簡易書留とし、上記提出期限までに必着すること。(不慮の事故による紛失や遅配については考慮しない。)なお、封筒の表面に「大阪府済生会富田林病院アメニティ施設整備運営事業参加辞退書在中」と記載すること。

1.4 現地説明会

現地説明会は実施しない。

1.5 プロポーザル参加者が1者である場合の措置

プロポーザル参加者が1者であっても企画提案書の審査を実施する。

1.6 企画提案書の提出

企画提案書の提出要請を受けたプロポーザル参加者は、次の書類を提出すること。

(1) 提出書類

①企画提案書表紙（様式第8号）

②企画提案書（様式任意）

(2) 企画提案書の書式等

①評価基準書の「評価項目」に記載されている各施設の課題に対する考え方及び具体的な提案をA4判（様式任意）10枚以内にわかりやすくまとめて示すこと。

②用紙は片面のみを使用すること。

③各課題に項目分けし、イラスト、イメージ図並びに文章表現を含めて自由とする。ただし、主たる文章の文字の大きさは11ポイント以上とし、読みやすさに配慮すること。

④平面図、イメージ図など添付図面はA3までの用紙（片面印刷）を用いることは可とする。（企画提案書の規定枚数とは別途5枚以内とし、A4判に折り企画提案書に綴ること。）

⑤プロポーザル参加者が特定できる内容の記述（会社名やロゴマーク等）を記載しないこと。

(3) 提出期限

令和元年6月18日（火）午後3時まで

※受付時間は、日・祝・第三土曜を除く午前10時から午後3時まで

（土曜日は午前11時まで）

(4) 提出部数

正本1部、副本20部とし、1部ずつフラットファイル等に綴ること。

(5) 提出先等

①提出先

4の担当部署（窓口）

②提出方法

持参のみとする。

(7) 企画提案書に関する質問書の提出手続等

企画提案書の作成に関する質問がある場合は、質問書（様式第6号）により提出すること。（様式内、質問対象欄の企画提案の□にチェック）

①質問書の提出期限

令和元年6月6日（木）午後3時まで

②提出先

4の担当部署（窓口）

③提出方法

電子メールにより提出する。（必ず担当部署に受信を確認すること。）

④回答方法

質問に対する回答は、令和元年6月11日（火）午後3時までに有参加資格者に対し、全ての質問に対する回答をメールにて行う。

1.7 選考委員会について

企画提案書等を確認し、1.9②に該当しないことが確認されたプロポーザル参加者に対し選考委員会（プレゼンテーション及びヒアリング）の時間、場所等の詳細事項を通知する。

1.8 企画提案書等の取扱い

企画提案書の取扱いについては次のとおりとする。

- ①提出後の企画提案書等の訂正、追加及び最提出は認めない。
- ②著作権は原則としてそれぞれのプロポーザル参加者に帰属する。ただし、審査によって優先交渉権者に採用された企画提案書等の著作権は大阪府済生会に帰属するものとする。
- ③提出された企画提案書等は、原則非公開とする。
- ④提出された申請書等及び企画提案書等は返却しない。
- ⑤提出書類は、審査に必要な範囲で複製を作成する場合がある。
- ⑥提出された申請書等及び企画提案書等は、プロポーザル参加資格の確認及び提案内容の評価以外提案者に無断で使用しない。

1.9 失格条件

プロポーザル参加者が、次の条項のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- ①この公告に定める手続き以外の手法により、選考委員会委員又は担当部署等関係者に本プロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合。
- ②企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき、又はそれ以外の事項や虚偽の内容が記載されていたとき。
- ③企画提案書が1.6（3）に示す提出期限までに提出されなかった場合。

2.0 選定結果の通知

選考委員会が優先交渉権者及び次順位者を特定した場合は、令和元年6月28日（金）午後3時までに該当者に電子メールで通知し、後日書面にて通知を行う。なお、審査結果について異議は認めない。

2.1 その他

（1）本プロポーザル後の協議

大阪府済生会は、優先交渉権者に決定した者と、速やかに協議を行い、協議による決定事項について結論を得るものとする。

（2）優先交渉権者と契約締結を行わない場合

①優先交渉権者が事業契約の締結までに資格要件を満たさなくなった場合及びその他の理由において優先交渉権者との事業契約が締結できない場合は、当該優先交渉権者の優先交渉権を取り消し、次順位者を交渉権者とし契約交渉を行う。

②優先交渉権者は、事業契約の締結ができないことが明らかとなった場合は、大阪府済生会に対し、速やかに文書(様式任意)によりその旨を届出ること。

(3) 停止条件

本プロポーザルは、以下を停止条件とする。なお、この停止条件が成就しないことにより契約を行わない場合は、大阪府済生会はこれによって生じた損害を賠償する責を負わないものとする。

①社会福祉法人恩賜財団済生会支部大阪府済生会理事会の承認を得ること。

(4) その他留意事項

①本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。

②本要項に係る手続きで使用する通貨は、日本国通貨とし、単位は円とする。

③企画提案書の作成等にあたって大阪府済生会から受領した資料は、大阪府済生会の了解なく公表及び使用してはならない。

④選定結果については、病院ホームページで公表する。

⑤本要項及び企画提案書に記載されていない事項については、協議により定める。

(5) 競争入札の取りやめ又は延期

本プロポーザルは、取りやめ又は延期することがある。

(6) 契約保証金

免除とする